

## 【国土交通省補助事業】

### 令和2年度 改正建築物省エネ法講習(小・中規模建築物設計者用)

令和元年5月17日に改正建築物省エネ法が公布されました。これにより、300㎡未満の小規模建築物においては、建築士から建築主への省エネ性能に関する説明が義務付けられ、省エネ基準への適合義務制度の対象が、現行の2,000㎡以上から300㎡以上の中規模建築物まで拡大されます。

本講習では、令和3年4月の施行に向けて主に300㎡前後の小・中規模建築物の設計者を対象とした改正建築物省エネ法の概要および省エネ性能に係る計算方法のポイント等を解説していますので、ぜひご受講ください。

なお、本講習で使用するDVDと同じ内容の動画を(一社)日本建築士事務所協会連合会のホームページ上に公開します。あわせて講習テキストも公開しますので、視聴する際にご活用ください。

- 【共 催】 (一社)日本建築士事務所協会連合会 (一社)香川県建築士事務所協会  
【日 時】 令和2年10月28日(水) 受付12:30～ 開講13:00～17:00  
【場 所】 香川県社会福祉総合センター 7階大会議室 (高松市番町一丁目10-35)  
【定 員】 50名(先着申込み順)  
【講習内容】 DVD による講習 (建築CPD情報提供制度の対象外)

テキスト 改正建築物省エネ法講習テキスト(小・中規模建築物設計者用) 当日配布

- ◇「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の概要等
- ◇建築物省エネ法に係る規制措置
- ◇建築確認・省エネ適合性判定等に係る手続き
- ◇エネルギー消費性能等の計算方法
- ◇非住宅用途に係る簡易計算法の解説 ・小規模版モデル建物法
- ◇その他 ・申請書等記入例 ・FAQ ・参考情報

【受講料】 無 料

【申込み方法】 下記申込書に記入の上、FAXにてお申込み下さい。

※申し込み確認後、受講券、時間割をFAXで送付いたします。

【申込み期限】 10月20日(火)

----- 受 講 申 込 書 ----- (切り取らず申込み下さい) -----

受講者氏名		
所属事務所名		
事務所所在地	〒	TEL FAX

FAX 送信先 087-812-3202 (一社)香川県建築士事務所協会事務局 お問合せ先 TEL 087-812-3201